離婚届を提出される方へ

届出の際には、届出に来られる方の「本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカードなど顔写真付きの公的機関発行のもの)」をお持ちください。代理の方が来られる場合は代理の方の本人確認書類が必要です。

月曜日～金曜日　8:30～17:15 は行政サービス庁舎１階　住民窓口課で受付しておりますが、夜間や土日祝日の受付場所は総務庁舎のみです。夜間や土日祝日でも書類をお預かりすることはできますが、翌開庁日に審査し、書類に不備があった場合やその他の手続きがある場合は、後日再来庁していただくことがあります。

離婚届を書く際には「消えるボールペン」を使用しないでください。

離婚届提出後の戸籍謄本が発行できるようになるまでには、２週間程度かかることがあります。

次に該当する場合は別途手続きが必要です。

対象者	必要な手続き
離婚後氏（姓）が変わる方	離婚届を提出すると、婚姻時に氏が変わった方は婚姻前の氏に戻ることになります。 離婚後、氏が変わる方で、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを持参し、氏の変更手続きをしてください。(夜間や土日祝日に届出の場合は、平日に来庁してください。) **（問い合わせ先）住民窓口課　住民担当　☎７２－３１３２**
離婚後も婚姻中の氏(姓)を名乗りたい方	離婚届を提出すると、婚姻時に氏が変動した人は婚姻前の氏に戻ることになります。婚姻中の氏を離婚後も名乗りたい場合は「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法 77 条の２の届)」が別途必要です。 **（問い合わせ先）住民窓口課　住民担当　☎７２－３１３２**
中能登町を転出する方 中能登町内で住所が変わる方	住民異動届を提出してください。 マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカードを持参し、住所変更手続きをしてください。(夜間や土日祝日に届出の場合は、平日に来庁してください。) 【注意】離婚届提出しただけでは住所は変わりません **（問い合わせ先）住民窓口課　住民担当　☎７２－３１３２**
中能登町ですでに印鑑登録されている方	離婚届により、氏（姓）が変更した方で、旧氏（旧姓）で表された印鑑で登録されていた方は登録抹消となります。印鑑登録証（カード）を返却してください。 新しい氏（姓）で登録の必要な方は、改めて申請してください。無料で印鑑登録証（カード）を交付いたします。 **（問い合わせ先）住民窓口課　住民担当　☎７２－３１３２**
中能登町の国民健康保険に加入している方または、加入する方	加入している方…住所・氏名などが変更になった方は、新しい保険証を発行します。 加入するかた……社会保険などの扶養から外れたことがわかる証明書・印鑑・新しい世帯主および変更する方のマイナンバーのわかるものを持参し、加入手続きをしてください。 ＊前配偶者の社会保険の扶養から外れた方で、ご自分の社会保険、もしくは扶養になれない方は、国民健康保険に加入する必要があります。 **（問い合わせ先）健康保険課　☎７２－３１２９**

※お子さんがいらっしゃる方は裏面もご覧ください。

お子さまがいらっしゃる場合の手続き

【子の親権者】

未成年のお子さんがいる場合、共同親権とすることも単独親権とすることもできます。

また、親権者について父母の協議が調っていない場合でも、親権者の指定を求める審判又は調定の申立てがされていれば、離婚の届出をすることができるようになります。

（問い合わせ先）住民窓口課　住民担当　☎７２－３１３２

【子の氏の変更】

お子さんは親権者となった父（母）の離婚後にできた新しい戸籍に自動的について行くことはありません。別の戸籍となったお子さんを親権者と同じ戸籍に入れるためには、家庭裁判所で「子の氏の変更許可」（婚姻中の氏を称する戸籍の場合も裁判所の許可を要する）を得てから「入籍届」をする必要があります。

また、個人番号カードをお持ちの場合、変更の手続きが必要となる場合がありますので、カードをご持参ください。

例えば・・・父母が離婚後、母が新戸籍を作って親権者を母に定めたとしても、子は父の戸籍に残ったままです。母の戸籍に入れたい場合には家庭裁判所の許可が必要です。

（問い合わせ先）住民窓口課　住民担当　☎７２－３１３２

【児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費】

母子（父子）家庭になると受けられる児童扶養手当とひとり親家庭等医療費という制度があります。

これらの手続きは、離婚届の提出、住民票の異動（世帯分離は不可）、健康保険の扶養変更（手続き中で可）をおこなってからになります。

（問い合わせ先）

・児童扶養手当　……　健康保険課　子育て支援室　☎７２－３１３４

・ひとり親家庭等医療費　……　健康保険課　☎７２－３１２９

【児童手当について】

父母の離婚によって受給者が変わる場合は「受給事由消滅届」又は「認定請求書」を提出していただきます。（受給者が公務員の場合は手続きが異なります。）

児童手当の詳しい内容についての問い合わせ先は次のとおりです。

（問い合わせ先）

・児童手当　……　**健康保険課　子育て支援室　☎７２－３１３４**